

## [事案 29-302] 就業不能給付金支払請求

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

就業不能給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

病気で働けなくなり、会社を退職し在宅療養したので、診断書を提出し、平成 29 年 3 月に契約した就業不能保障保険に基づいて給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除され、給付金が支払われなかった。

しかし、他の病気での他院への通院については最後の通院が 3 か月前で記憶が定かでなく、直近の疾病を書いたので、告知したことになると思っていた。働けなくなったのだから給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の疾病は責任開始期以後の発病ではない。また、診断書における治療期間中の「全期間外出可能」という申立人の状態が就業不能状態に該当するとはいえず、また、その状態が所定の期間にわたり継続したと医師によって判断されたともいえないので、申立人の状態は約款に定める就業不能給付金の支払理由に該当しない。
- (2) 加えて、告知日の 3 か月前までの通院・投薬が告知されておらず、告知義務違反が認められる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は約款に定める就業不能給付金の支払理由に該当せず、告知の約 2 か月前まで数年間にわたり通院していたことを告知していないなど、保険会社が告知義務違反により解除したことにも問題はないものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。